



千葉市

地域未来投資促進法 支援制度のご案内

加曾利貝塚PR大使
かぞーめ御社の事業計画を、地域未来投資促進法で**熱烈支援！！**

～地域未来投資促進法とは？～

地域の特性※を活かして高い付加価値額を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす「地域を牽引する事業（地域経済牽引事業）」を実施する事業者に対し、各種支援を行うものです。

※地域の特性については「2. 対象要件」をご参照ください。

1 支援内容

➤ 課税の特例（特別償却又は税額控除）

先進性を有する※¹事業に必要な設備投資に対し、その事業で行う設備投資金額の一定割合について特別償却又は税額控除を受けることができます。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合※ ²	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※¹ 地域未来投資促進法第24条に基づき、下記の基準を満たしていることを国が確認する必要があります。

①国が設置する評価委員会において先進性を有すると認められること、②総投資額が2,000万円以上であること、③前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること、④対象事業の売上高伸び率が過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%) + 5%以上であり、かつゼロを上回ること

※² 上乗せ要件：直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

➤ 経済産業省事業との連携

経済産業省事業の採択時に、地域未来投資促進法の承認案件が審査において優遇されることがあります。

➤ この他にも様々な支援内容がございます。詳しくは経産省HPをご覧ください。

→http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html



事業によっては千葉市企業立地補助制度との併用も可能！

【参考】千葉市企業立地補助制度（所有型／重点地域企業立地事業）

対象地区	対象施設	投資・雇用要件	補助内容	補助限度額	期間
工業系用途地域 / 商業系用途地域等	工場 / 研究開発施設 / 事務所等	下記①②の合計が2億円以上 ①取得固定資産評価額（1億円以上） ②常時雇用者数×10百万円	取得固定資産に係る固定資産税・都市計画税相当額	1億円／年	3年

※上記の他にも各種支援メニューがございます。詳しくは千葉市企業立地課へお問い合わせ下さい！

2 対象要件(下記1～5を全て満たすこと)

1. 計画期間内の計画であること

(計画期間：計画同意日～2023年3月31日)

2. 促進区域内の計画であること (促進区域：千葉市)

3. 地域の特性を活用した計画であること

- ①千葉市臨海部の鉄鋼業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②幕張新都心を中心とする情報通信業の産業集積を活用した第4次産業革命分野
- ③千葉食品コンビナートにおける食料品製造業等の産業集積を活用した食品関連産業分野
- ④にんじん(国の指定産地)、落花生等の特産物を活用した農林水産分野
- ⑤千葉大学亥鼻イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパークセンター等の知見を活用した医療・ヘルスケア分野
- ⑥海辺・里山、幕張メッセ等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦千葉ロッテマリーンズやジェフユナイテッド市原・千葉等のスポーツ資源を活用したスポーツ・文化分野

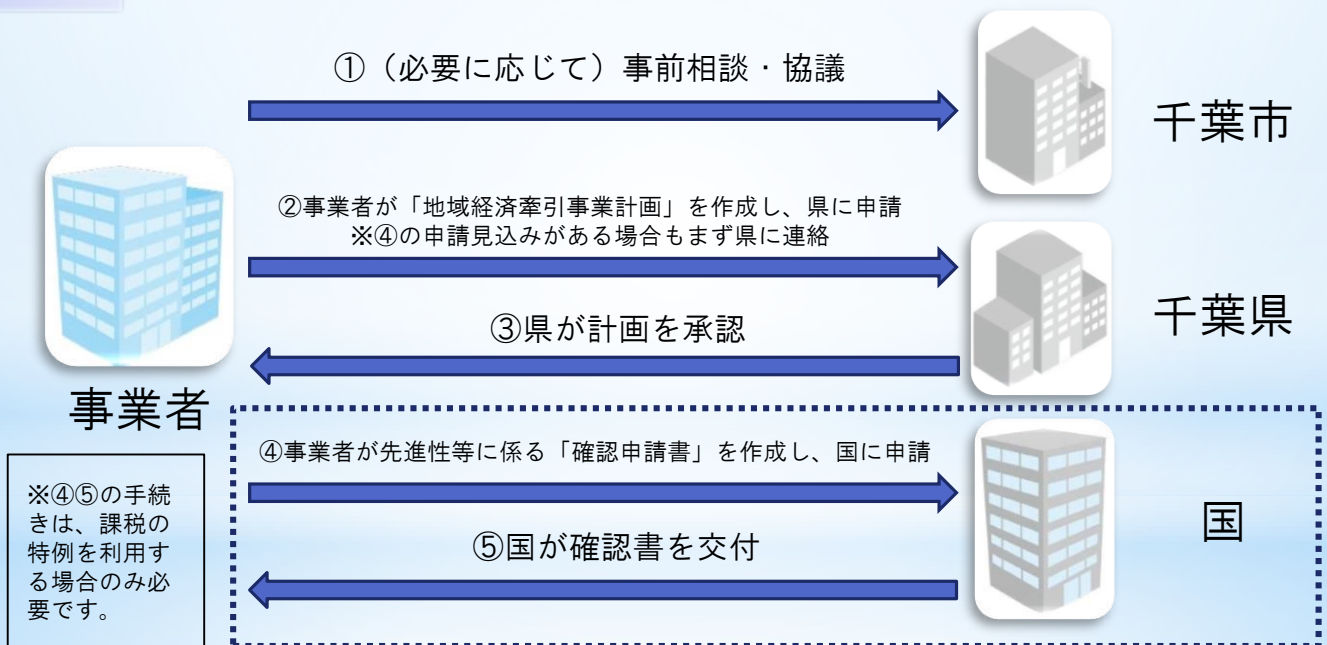
4. 付加価値額増加分が5年間で5,078万円を超えること

5. 地域の事業者に対する相当の経済的効果が見込まれること

・取引額, 売上, 雇用者数, 給与等支給額のいずれかが3.5%以上増加すること

※4と5の要件は、事業計画年数によって按分されます。

3 手続き



※申請様式・必要書類については、下記の千葉市役所 地域未来投資促進法ホームページをご参照ください。

【お問い合わせ先】

千葉市役所経済農政局経済部経済企画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎 2 F

TEL:043(245)5275 FAX:043(245)5558 MAIL:ipu@city.chiba.lg.jp

<http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kikaku/chiikimiraitoushi.html>

千葉市 地域未来投資促進法

検索